破綻金融機関の処理のために講じた 措置の内容等に関する報告 金融機能の再生のための緊急措置に関する法律 第5条の規定に基づき、この報告を国会に提出す る。

Ι		はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Π		足利銀行に係る特別危機管理
	1	. 経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	2	. 平成 19 年 10 月 1 日以降に行われた諸措置
		(1) 平成19年9月期の決算及び業務の状況の報告・・・・・・ 2
		(2)特別危機管理終了に向けた取組み・・・・・・・・・・・ (
		(3)預金保険機構による資産の買取り・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ш		管理を命ずる処分等の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
IV		預金保険機構による主な資金援助等の実施状況及び公的資金の使用状況
	1	.預金保険機構による主な資金援助等の実施状況
		(1) 金銭の贈与 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		(2)資産の買取り ・・・・・・・・・・・・・・・
		(3)優先株式等の引受け等・・・・・・・・・・・・ 4
	2	、公的資金の使用状況
		(1) 一般勘定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		(2) 金融再生勘定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
		(3)金融機能早期健全化勘定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・

	(4)	危機	対応	勘定	•		•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	-	•	•	•	6
	(5)	金融	機能	強化	勘定																				7
参考																									
0	公的	資本均	曽強彳	テに対	する	5 取	紅組	み																	
1	. 金 経	融機能 営健全									プ														8
2	•	織再組 営基型					- • •	_			゚ヅ	プ				•			•						8
3	· 金 経	融機能 営強イ		_ • •					アッ	ップ	•														8

平成20年6月

I はじめに

本報告は、政府が破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容その他金融機関の破綻の処理の状況について平成19年10月1日以降平成20年3月31日までの間を中心として取りまとめたものであり、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律(以下「金融再生法」という。)第5条の規定に基づき、国会に提出するものである。

金融機関の破綻処理に関しては、これまでも適時・適切に所要の措置を講じることに努めてきたところである。今後とも政府としては、我が国の金融システムの一層の安定の確保に万全を期してまいる所存である。

Ⅱ 足利銀行に係る特別危機管理

1. 経緯

足利銀行については、平成19年9月30日までの間、主として以下の措置 が講じられた。

- ・ 預金保険法第102条第1項第3号に定める措置(以下「第3号措置」という。)を講ずる必要がある旨の認定及び預金保険機構が足利銀行の株式を取得することの決定(以下「特別危機管理開始決定」という。)(平成15年11月29日)
- ・ 第3号措置を講ずる必要がある旨の認定及び特別危機管理開始決定の 公告(平成15年12月1日)
- 新経営陣の指名及び選任(平成15年12月16日及び25日)
- (参考) 平成16年6月28日、足利銀行の定時株主総会が開催され、同行は 「委員会等設置会社」に移行された。
- 経営に関する計画の提出(平成16年2月6日及び6月11日)

- 足利銀行の内部調査委員会の設置(平成16年2月13日)
- 預金保険機構による資産の買取り(平成16年8月23日、平成17年3月22日、平成18年2月6日)
- ・ 業務及び財産の状況等に関する報告の提出(平成16年10月8日)
- ・ 特別危機管理開始決定の公告時における資産及び負債の状況の公表 (平成16年10月8日)
- 経営に関する計画の履行状況の報告の提出(平成16年12月1日、平成17年5月25日、11月25日、平成18年5月24日、11月22日、平成19年5月21日)
- 旧経営陣等に対する責任追及(平成17年2月4日に旧取締役に対し、 9月16日に旧監査役及び旧会計監査人に対し民事訴訟を提起)
- ・ 足利銀行の受皿について具体的な検討の開始(平成18年9月1日)
- 足利銀行の受皿候補の募集(平成18年11月2日。応募書類の提出期限 :12月15日)
- ・ 応募書類の審査を通過した受皿候補に対する事業計画書の提出要請(平成19年1月30日。事業計画書の提出期限:3月30日)
- ・ 事業計画書の審査を通過した受皿候補に対する譲受条件等の提出要請 (平成19年9月21日。譲受条件等の提出期限:11月22日)
- 2. 平成19年10月1日以降に行われた諸措置
 - (1) 平成19年9月期の決算及び業務の状況の報告

平成19年11月12日、預金保険法第115条の規定に基づき、足利銀行に対し平成19年9月期の決算及び業務の状況について報告を命じ、11月26日、同行より同報告が提出された。

- (注1)預金保険法第115条の規定に基づき、足利銀行より提出された 経営に関する計画の対象期間は、平成19年3月期で終了してい る。
- (注2) 足利銀行の決算及び業務状況の概要については〔参考Ⅱ-2 -1〕参照。

(2) 特別危機管理終了に向けた取組み

平成19年11月22日、事業計画書の審査を通過した2者の受皿候補より、譲受条件等及び改訂後の事業計画書の提出を受けた。

最終審査においては、「金融機関としての持続可能性」及び「地域における金融仲介機能の発揮」の観点からの審査に加え、「公的負担の極小化」の観点から、受皿候補から提出された株式譲受金額や受皿決定後に締結される株式売買契約に定められる契約条件等について審査を行った。

その結果、平成20年3月14日、受皿としての適格性や譲受けの条件において最も優れている「野村フィナンシャル・パートナーズ株式会社及びネクスト・キャピタル・パートナーズ株式会社を中心に構成される企業連合」を受皿として選定した。

今後、株式売買契約の締結後、平成20年7月1日を目途に、足利銀行の株式譲渡が行われる予定。

(注)足利銀行の受皿選定については〔参考Ⅱ-2-2〕参照。

(3) 預金保険機構による資産の買取り

足利銀行より預金保険機構に対し、不良債権処理の一環として、預金保険法第129条第1項の資産の買取りに係る申込みが行われ、これを受けて、平成20年3月21日、同条第3項に基づき、預金保険機構により当該資産132億円(買取資産簿価599億円)の買取りを行う旨の決定が行われ、3月31日、預金保険機構の委託に基づき、整理回収機構により当該資産の買取りが実行された。

(注)預金保険法第129条第1項の資産の買取りに関する預金保険機構の理事長談話については〔参考Ⅱ-2-3〕参照。

Ⅲ 管理を命ずる処分等の状況

報告対象期間中(平成19年10月1日から平成20年3月31日までの間、以下同じ。)に金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分は行われていない。

1. 預金保険機構による主な資金援助等の実施状況

(1) 金銭の贈与

破綻金融機関の救済金融機関への事業譲渡等に際し、破綻金融機関の債務超過の補てん等のために預金保険機構から救済金融機関に交付される金銭の贈与に係る資金援助は、報告対象期間中はなかった。

なお、これまでの累計は18兆6,111億円となっており、このうちペイオフコストの範囲内の金銭の贈与に係る資金援助額は7兆1,966億円、ペイオフコストを超える金銭の贈与に係る資金援助額は11兆4,145億円となっている。

ペイオフコストの範囲内の金銭の贈与に係る資金援助は、預金保険機構の一般勘定で経理され、金融機関からの保険料をその財源としている。なお、ペイオフコストを超える金銭の贈与に係る資金援助は、預金保険機構の特例業務勘定で経理され、金融機関からの特別保険料及び特例業務基金に交付された国債をその財源としていたが、特例業務勘定は平成14年度末に廃止され、同勘定に属する資産及び負債は一般勘定に帰属している。

(2) 資産の買取り

預金保険機構による破綻金融機関からの資産の買取りは、報告対象期間中で132億円、これまでの累計で6兆4.645億円となっている。

破綻金融機関からの資産の買取資金は、従来は特例業務勘定で経理されていたが、同勘定廃止後においては一般勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金を用いて、買取りを委託した整理回収機構に対して貸付けを行っているものである。

(3)優先株式等の引受け等

① 預金保険機構による金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律(以下「金融機能早期健全化法」という。)に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で8兆6,053億円となっている。

金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等は、金融機能早期 健全化勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れ等 で調達した資金を用いて、株式等の引受け等を委託した整理回収機構 に対して貸付けを行っているものである。

(注) 金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等の申請は、平

成13年3月31日 (特定協同組織金融機関等については平成14年3月31日) までとなっている。

- ② 預金保険機構による預金保険法第107条第1項の規定に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で1兆9,600億円となっている。 預金保険法第107条第1項の規定に基づく株式等の引受け等は、危機対応勘定で経理されており、同勘定において、政府保証付借入れ等で調達した資金により行われているものである。
- ③ 預金保険機構による金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法(以下「組織再編成促進特別措置法」という。)に基づく優先株式等の引受け等の額は、これまでの累計で60億円となっている。

組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等は、金融機関等経営基盤強化勘定で経理されていたが、平成16年度末に同勘定は廃止され、同勘定に属する資産及び負債は金融機能強化勘定(下記 ④参照)に帰属している。

- (注)組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等の申請は、平成16年7月31日までとなっている。
- ④ 預金保険機構による金融機能の強化のための特別措置に関する法律(以下「金融機能強化法」という。)に基づく株式等の引受け等の額は、これまでの累計で405億円となっている。

金融機能強化法に基づく株式等の引受け等は、金融機能強化勘定で 経理されており、同勘定において、政府保証付借入れで調達した資金 を用いて、株式等の引受け等を委託した整理回収機構に対して貸付け を行っているものである。

2. 公的資金の使用状況

- (1)一般勘定
 - ① 勘定の性格

一般勘定は、ペイオフコストの範囲内の一般資金援助等の業務を経理することとされている。一般勘定の資金は、金融機関から徴収する保険料(平成19年度の保険料率は決済用預金0.110%、一般預金等0.080%)と政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

② 政府保証付借入れ等の残高

一般勘定の借入金等の残高は、平成20年3月末で1兆6,365億円(民間金融機関等借入金565億円、預金保険機構債1兆5,800億円)となっている。

(注)特例業務勘定(ペイオフコストを超える特別資金援助等を経理) は平成14年度末において廃止され、同勘定の借入金残高3兆873 億円は一般勘定に引き継がれた。

(2)金融再生勘定

① 勘定の性格

金融再生勘定は、特別公的管理銀行に対する損失の補てん、健全金融機関等の資産の買取りを行う整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融再生勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

② 政府保証付借入れ等の残高

金融再生勘定の借入金等の残高は、平成20年3月末で1兆9,633億円 (民間金融機関等借入金933億円、預金保険機構債1兆8,700億円)と なっている。

(3)金融機能早期健全化勘定

① 勘定の性格

金融機能早期健全化勘定は、金融機能早期健全化法に基づく株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。金融機能早期健全化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

② 政府保証付借入れ等の残高

金融機能早期健全化勘定の借入金等の残高は、平成20年3月末で1兆4,000億円(預金保険機構債1兆4,000億円)となっている。

(4)危機対応勘定

① 勘定の性格

危機対応勘定は、預金保険法第40条の2第2号に掲げる業務等を経

理することとされている。危機対応勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

② 政府保証付借入れ等の残高

危機対応勘定の借入金等の残高は、平成20年3月末で1兆9,284億円 (民間金融機関等借入金3,284億円、預金保険機構債1兆6,000億円) となっている。

(5) 金融機能強化勘定

① 勘定の性格

金融機能強化勘定は、金融機能強化法に基づく株式等の引受け等に 係る整理回収機構への貸付け等の業務を経理することとされている。 金融機能強化勘定の資金は、政府保証による民間金融機関等からの借 入れ又は預金保険機構債の発行で賄うことができることとされている。

② 政府保証付借入れの残高

金融機能強化勘定の借入金の残高は、平成20年3月末で462億円となっている。

- (注)金融機関等経営基盤強化勘定(組織再編成促進特別措置法に基づく優先株式等の引受け等に係る整理回収機構への貸付け等の業務を経理)は平成16年度末に廃止され、同勘定の借入金残高60億円は金融機能強化勘定に引き継がれた。
- (注)預金保険機構の各勘定の政府保証及び借入金等の状況については 〔参考IV〕参照。

- 〇 公的資本増強行に対する取組み
 - 1. 金融機能早期健全化法等に基づく経営健全化計画に係るフォローアップ
 - ・ 中央三井トラスト・ホールディングスにより経営健全化計画の見直しが行われ、見直し後の新しい経営健全化計画が平成19年11月19日に公表された(経営健全化計画は、原則として4ヵ年計画であり、2年を経過する時期に新たな計画の策定を求めることとされている)。
 - (注)上記公表資料については「参考 Ⅴ-1-1〕参照。
 - ・ 平成19年9月期の経営健全化計画の履行状況報告が、平成19年12月26 日に公表された。
 - (注)上記公表資料については〔参考 ∇ − 1 − 2〕参照。
 - 2. 組織再編成促進特別措置法に基づく経営基盤強化計画に係るフォローアップ
 - ・ 関東つくば銀行から提出された平成19年9月期の経営基盤強化計画の 履行状況報告が、平成20年2月20日に公表された。
 - (注)経営基盤強化計画履行状況報告の概要については、〔参考 V 2〕 参照。
 - 3. 金融機能強化法に基づく経営強化計画に係るフォローアップ
 - ・ 紀陽ホールディングス及び豊和銀行から提出された平成19年9月期の経営強化計画の履行状況報告が、平成20年2月20日に公表された。
 - (注)経営強化計画履行状況報告の概要については〔参考 Ⅴ 3〕参照。